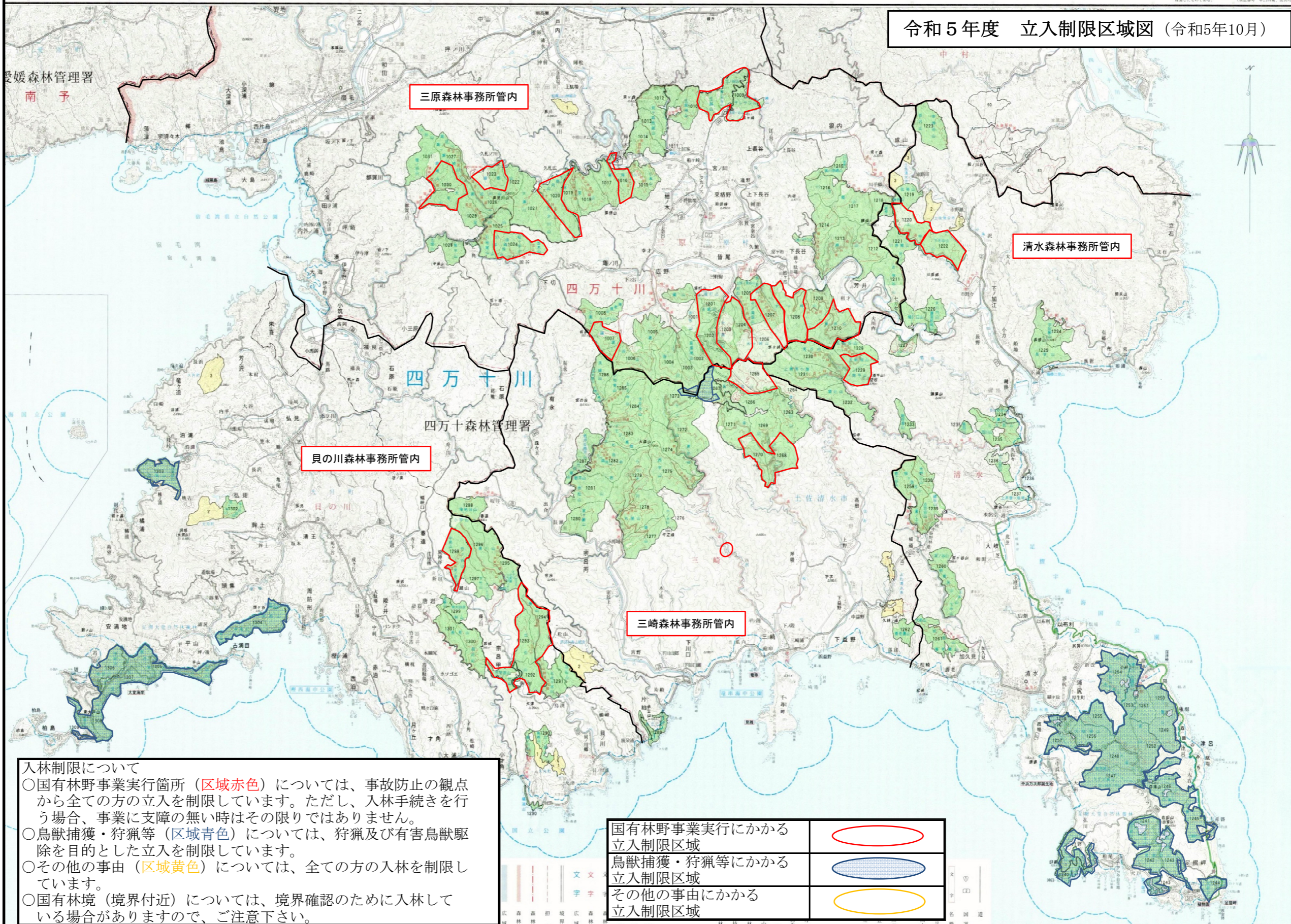


令和5年度 立入制限区域図 (令和5年10月)



三原森林事務所管内

清水森林事務所管内

貝の川森林事務所管内

三崎森林事務所管内

入林制限について
 ○国有林野事業実行箇所 (区域赤色) については、事故防止の観点から全ての方の立入を制限しています。ただし、入林手続きを行う場合、事業に支障の無い時はその限りではありません。
 ○鳥獣捕獲・狩猟等 (区域青色) については、狩猟及び有害鳥獣駆除を目的とした立入を制限しています。
 ○その他の事由 (区域黄色) については、全ての方の入林を制限しています。
 ○国有林境 (境界付近) については、境界確認のために入林している場合がありますので、ご注意ください。

国有林野事業実行にかかる立入制限区域	
鳥獣捕獲・狩猟等にかかる立入制限区域	
その他の事由にかかる立入制限区域	